

令和2年7月3日

## 山口県LPガス協会からのお知らせ

全国LPガス協会より、家電リサイクルに関する下記のことについて当協会会員へ情報提供するよう依頼(添付資料参照)がありましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 家電リサイクル法の義務

家電リサイクル法上の小売業者は、お客様から対象家電4品目の引き取りを要請された場合、引き取り義務があること。

※対象家電4品目 ①エアコン、②テレビ、③冷蔵庫・冷凍庫  
④洗濯機・衣類乾燥機

#### 2 家電リサイクル法上の小売業者となり得るLPガス販売事業者

対象家電4品目の小売販売を業として行っている事業者又はLPガスの販売やリフォーム等を通じて販売する事業者

#### 3 家電リサイクル法上の小売業者に該当しない場合

引き取りを行わないこと。